

(資料二)

平成二十三年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県県税条例の一部を改正する条例	1
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例	3
島根県手数料条例の一部を改正する条例	3

第104号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

天災その他これに類する災害を受けた者等に係る法人の県民税の減免、県民税の法人税割の超過課税の適用期限等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者等について、法人の県民税を減免することができること。
- (2) 県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成29年3月31日まで5年間延長すること。
- (3) 帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対する罰金額の上限額を50万円に引き上げること。
- (4) 納税管理人の申告を正当な理由がなくてしなかった者等に対する過料の上限額を10万円に引き上げること。
- (5) たばこ税の申告納付に係る申告書を提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者は、10万円以下の過料に処すること。
- (6) 自動車取得税の申告納付に係る申告書を提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者は、10万円以下の過料に処すること。
- (7) 租税特別措置法の改正に伴う規定の整理
- (8) 引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(3)から(7)までについては、平成24年1月1日から施行する。

第105号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定診療科医師育成支援資金制度を創設することに伴い、その返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この

条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 債務の免除に関する規定の追加

ア 貸付金の種類

将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする臨床研修医に対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて5年間（指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「指定特定診療科以外従事期間」という。）及び特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「特定地域特定診療科以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間（以下「猶予期間」という。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定特定診療科以外従事期間は指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において、特定地域特定診療科以外従事期間は特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）（特定地域医療機関の特定診療科において2年間（特定地域特定診療科以外従事期間のうち特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなされる期間を除く期間（以下「特定猶予期間」という。）を除く。）以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。 債務の全部

(イ) 医師の業務の従事期間中又は猶予期間中若しくは特定猶予期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部

(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部

(2) その他規定の整理

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第106号議案

島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
スポーツ振興法の全部改正に伴い、島根県スポーツ振興審議会について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
(1) 審議会の名称を島根県スポーツ推進審議会に改めること。
(2) 条例の題名を島根県スポーツ推進審議会条例に改めること。
(3) その他規定の整備
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第107号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
サービス付き高齢者向け住宅の登録及び登録の更新に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
サービス付き高齢者向け住宅の登録又は登録の更新を受けようとする者	
(1) 住宅の戸数が10戸以下の場合	23,000円
(2) 住宅の戸数が11戸以上20戸以下の場合	26,000円
(3) 住宅の戸数が21戸以上30戸以下の場合	30,000円
(4) 住宅の戸数が31戸以上40戸以下の場合	33,000円

(5) 住宅の戸数が41戸以上50戸以下の場合	36,000円
(6) 住宅の戸数が51戸以上70戸以下の場合	43,000円
(7) 住宅の戸数が71戸以上100戸以下の場合	54,000円
(8) 住宅の戸数が101戸以上の場合	64,000円

3 施行期日

平成23年10月20日から施行する。